

第 40 回守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～

物販・PR ブース出店者募集要項

▶目的

商工会員の事業を広く知っていただくとともに、地域産業を支える企業や組合、団体、グループの活動をアピールし、地域振興につなげ、守谷市の PR を図る。

▶開催日時

令和 8 年 9 月 26 日（土） 9：30～21：00 [飲食の販売 20：30 ラストオーダー]

令和 8 年 9 月 27 日（日） 9：30～19：00 [飲食の販売 18：30 ラストオーダー]

▶主催

守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～実行委員会

▶出店資格

1. 商工会会員、市内非営利団体、市内外事業者
2. 開催日両日 [26 日（土）、27 日（日）] に出店可能な方
3. 出店者募集要項をよくお読みいただいた上で、当実行委員会の運営に賛同いただける方
4. 暴力団もしくは暴力団関係者または反社会的勢力ではないこと

▶会場及び出店ブースについて

会 場：守谷駅西口駅前広場及び土塔口付近

募集予定数：100 ブース

- ・原則 1 団体、1 企業につき 1 ブースとします。
- ・ブースの全部または一部を第三者に譲渡、貸与もしくは交換することは出来ません。
- ・配置については実行委員会より出店数、出店内容等を勘案した上で決定いたしますのでご了承ください。
- ・応募多数の場合は、実行委員会で決定させていただきますので予めご了承ください。

▶出店負担金

出店負担金は下記の「出店基本料金」と「電気使用料」の合計額となります。
負担金の徴収は出店者説明会の受付時に行います。

【出店基本料金】

種 別	区 分	金 額
商工業者	守谷市商工会 会 員	30,000円
	守谷市商工会 非会員（市内）	40,000円
	守谷市商工会 非会員（市外）	50,000円
非営利団体	市内	10,000円

【電気使用料】

電気使用量は「①コンセント口数」と「②使用ワット（W）数」の合計金額となります。

① コンセント口数						
使用口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口
料 金	無 料		500円	1,000円	1,500円	2,000円

② 使用ワット（W）数					
ワット数	～1,000W	～2,000W	～3,000W	～4,000W	・・・
料 金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	・・・

（金額例）

区 分	守谷市商工会（会員）	30,000円	徴収額 33,000円
コンセント口数	4口	1,000円	
使用ワット（W）数	1,100 W	2,000円	

※出店申込書の使用電子機器・ワット（W）数を確認し、「コンセント口数」における追加徴収が発生する可能性がありますのでご了承ください。

【重要】使用する電子機器と使用電力について

コンセントタップの使用できる定格容量は合計1,500ワット（W）までとなります。
電子レンジやホットプレート等1台で700ワット（W）以上の電力を使用する電子機器については同じコンセントタップで複数使用すると容量オーバーとなり発火を招く恐れがあります。
以上のことを防止するため、出店申込書の「使用電子機器」と「使用電子機器のワット（W）数」の正確なご報告をお願いいたします。

▶出店申込

1. 申込書提出期限 令和8年7月24日（金）必着
2. 申込書提出方法 必要書類を期限までに下記の応募先まで持参・郵送・メールで提出してください。（※電話・FAXでの申し込みは不可となります。）

《提出先》

〒302-0109

茨城県守谷市本町19 守谷市商工会内

守谷市商工まつり実行委員会事務局 宛

E-mail : ms.matsuri@outlook.jp

※メールで提出の場合は件名に「商工まつり申込」と明記してください。

開館時間 8時30分～17時00分 土日祝日は休み

3. 提出物

出店申し込みの際は次の該当する書類を提出してください。

① 出店申込書	
② 誓約書	
③ 様式2 取扱食品一覧	[飲食物を提供する場合]
④ 腸内細菌検査報告書（写し）	[飲食物を提供する場合]
⑤ 営業許可証（写し）	[飲食物を提供する場合]
⑥ 食中毒保険加入証書（写し）	[飲食物を提供する場合]

※「①出店申込書」、「②誓約書」は商工会窓口またはホームページから入手してください。

※「③様式2 取扱食品一覧」は商工会窓口、ホームページまたは竜ヶ崎保健所ホームページより入手してください。

※「⑤営業許可証（写し）」は「利用する仕込場の営業許可証（写し）」を提出してください。

「飲食店営業」の許可証でも「露店営業」、「自動車営業」と記載されたものは使用できません。

公共施設の調理室等を利用する場合は、「利用する公共施設の名称」を「③様式2 取扱食品一覧」の「仕込み場」欄にご記載ください。

▶出店について

1. 出店内容について

(1) 出店内容は「出店申込書」に詳細をご記入ください。

※申込書に記載のない出店内容または申込内容と著しく異なる場合、実行委員会の判断により、対象となる出店内容を取りやめていただく場合があります。

(2) チラシ・ビラ等の配布、試食・試飲を提供される場合は、必ずブース内で実施してください。

(3) 商品、金銭、その他の貴重品の保管は、出店者の責任で管理を行ってください。

(4) 万が一、盗難等が発生しても主催者は、その責を負いません。

(5) 会場内は禁煙です。ブース内においても喫煙は出来ません。

(指定の喫煙コーナーでのみ可能となります。)

(6) ごみについて

・出店者の皆さまが販売した商品のごみは、出店者が責任をもって回収し、指定の分別を行い処理をしてください。

・お客様による残飯・残汁等は提供されたお店で回収してください。

2. 禁止事項

(1) ブースの全部または一部を第三者に譲渡、貸与もしくは交換することは出来ません。

(2) 商品を不当な価格で販売することは出来ません。

(3) 次のモノの会場内持ち込み及び展示・販売等を禁止します。

・生鮮食品（鮮魚介類、肉類）、粗悪品、コピー品、ポルノ関連、法律に反する商品、サービス

・発電機、爆発物、大量の可燃物、鉄砲刀剣類等の危険物や重量物、廃棄物、動物等

・激しい音響、振動、ほこり、臭気を発するもの、接近することにより事故を起こす恐れのあるもの

・会場を汚損する恐れのあるもの

- ・ガス風船の提供・販売

 - ・宗教、政治活動を目的としたまたは想起させるもの（※ブース内での展示、配布等も禁止）

 - ・その他、主催者が本イベントの趣旨に不適と判断するもの
- (4) 店舗で発生したごみを会場内で廃棄、道路脇の排水溝への水・氷等の廃棄は出来ません。
- (5) タトゥーのある方の出店は禁止とさせていただきます。
- (6) 拡声器等による呼び込みは出来ません。
- (7) 他の出店者及び来場者に対して迷惑をかけるような過度な飲酒、恐怖、不快感及び損害を与える行為を禁止します。
- (8) イベント時間内の会場内への車両の乗り入れは出来ません。
- (9) 道路への路上駐車、バスのロータリーへの駐車等の公共交通機関の運行を妨げる行為は禁止とします。

▶出店ブースの基本仕様

1. サイズ

- (1) 間口1.5間（2,700mm）×奥行2.0間（3,600mm） 約3坪
- (2) 間口2.0間（3,600mm）×奥行1.5間（2,700mm） 約3坪

※出店配置によりテントの形態 [(1)・(2)] 及び間口の向きが変わります。

※上記による出店者の出店スペース [1.5間×2間（約3坪）] は変わりません。

詳細は出店者説明会で解説します。

2. 付属備品

- (1) テーブル1台（450mm×1,800mm）
- (2) イス2脚
- (3) 蛍光灯
- (4) 出店者名簿表示板

※基本仕様以外の備品、装飾品等の追加は出店者負担で各自ご用意ください。

3. 床について

全てのブースの床にシートを敷いております。

飲食関係ブースや床面を汚す恐れのあるものについて、各自追加でシートや板、段ボール等で必ず養生をしてください。

4. 電気の使用について

(1) ブースの付属備品である「蛍光灯」以外で電気を使用する場合は、申込時に申請した「口数」・「ワット (W) 数」以内で使用してください。

(2) 会場内で使用できる電気には上限がありますので、「必要以上の電気の使用申請」及び「過少の使用申請」はご遠慮ください。

(3) 一般家庭 (屋内) 用の延長コードを使用する場合、下記のような「延長コード 1 個口」をご用意ください。



[使用可能] 延長コード 1 個口



[使用不可] 延長コード 2 個口以上

※該当する延長コードを所持していない場合は、絶縁ビニールテープ等で使用できるコンセントを 1 個口にしてご使用ください。

(4) 「たこ足配線」や「電工ドラム」の使用は禁止となります。

※電気使用の申請については前述の「▶出店負担金・【電気使用料】」をご確認ください。

▶飲食物の販売について

1. 出店に飲食物を伴う許可申請・届出について

食品販売に伴い試飲・試食や飲食の提供等行う場合は下記の提出書類を速やかに提出してください。確認次第、実行委員がまとめて保健所に提出いたします。

- ① 様式2 取扱食品一覧
- ② 腸内細菌検査報告書（写し）
- ③ 営業許可証（写し）[※仕込場の営業許可証]
- ④ 食中毒保険加入証書（写し）

※出品する飲食物の追加または変更が発生した場合は9月5日（土）までに再度「様式2 取扱食品一覧」を作成し、商工会窓口へ提出してください。

2. 飲食物出店における注意事項・禁止事項

- (1) 関連法規「イベント等における食品取扱いの注意事項等について」を遵守し適法且つ適切に行うこと。（※申請、届出したメニュー以外の調理等は出来ません。）
- (2) 関連法規「イベント等における食品提供施設の取扱要綱」を遵守し適法且つ適切に行うこと。（※出店ブース内での包丁・はさみ等の調理器具を用いた「肉・野菜を切る」といった仕込み作業は出来ません。）
- (3) 仕込みは、既存の許可施設又は公共施設の調理室等で行い、必要に応じて使用直前まで冷蔵保存すること。
- (4) 飲料物の販売について
 - 【販売が出来る飲料物】
 - ・ペットボトル飲料
 - ・パック入り飲料
 - ・ビール類・ノンアルコールビール以外のアルコール飲料
 - 【販売が出来ない飲料物】
 - ・カン飲料（※カップ等に注いでの販売は可能）
 - ・ビン飲料（※カップ等に注いでの販売は可能）
 - ・ビール類・ノンアルコールビール・ビールを使用したカクテル

※当イベントでは「ビール類」、「ノンアルコールビール」の販売は一切出来ません。（※ビールを使用したカクテル等の販売も同様です。）
それ以外のアルコール飲料については販売が可能です。

※カン飲料及びビン飲料を提供する時は、コップ等に注いで販売してください。

(5) 個包装・表示内容について

菓子類の製造販売及び仕込み場でカット・個包装をした飲食物の販売を行う場合は食品ラベル（製造シール）を添付し、以下の「表示内容」を明記してください。

※漬物の販売については「漬物製造業」の営業許可証が必要となります。

表示事項

- ① 名称
- ② 原材料名
- ③ 添加物
- ④ 原料原産地名 ※
- ⑤ 内容量
- ⑥ 固形量 ※
- ⑦ 内容総量 ※
- ⑧ 消費期限
- ⑨ 保存方法
- ⑩ 原産国名 ※
- ⑪ 製造者
- ⑫ アレルゲンの表示

※は該当する場合にのみ表示します

上記の作業が必要な飲食物の例：クッキー類、漬物類、その他仕込み場でカット又は調理して容器に詰め販売するもの



(6) なまもの、保健所の製造許可施設以外で製造した漬物は販売出来ません。市販の漬物を袋から出しての小分け販売は出来ません。

(7) クーラーボックスを用いた食材の保管について
右図のようにクーラーボックス内の温度を外部から確認出来る温度計を設置して使用直前まで適切な温度で保管をしてください。



(8) 各出店者におけるお客様の出した商品の残飯・汁物の処理は販売した出店者が行ってください。会場内には廃棄場所はありません。

(9) 仕込場で調整した生地（またはペースト）を出店ブース内で「(生地を) のばす」、「絞り機で絞る」といった成形の行為は「現場調理」に該当するため実施出来ません。
ご不明な場合は実行委員会までお問い合わせください。



(10) 光るカップ（ジュース・かき氷等）での提供は出来ません。

ボタン電池が内蔵されたジュース、かき氷用の容器での提供は発火の恐れがあるため使用禁止です。



3. 仮設給排水設備（流し）について

- (1) 会場には、仮設給排水設備（流し）の設置を予定しています。他の出店者と共同でご利用ください。
- (2) 仮設給排水設備（流し）には油・生ごみ等は流さず、必ず出店者でお持ち帰りください。また、熱湯・油・生ごみ・氷・汚水等を周辺に廃棄したり、放置したりしないでください。



▶火気の取り扱いについて

1. 使用上の注意

- (1) ガス、炭火はもちろん、電子レンジ、ホットプレート等の機器も火気取扱いとみなされます。
- (2) 火気を使用する出店者は必ず消火器 [粉末 ABC 3 型以上] を設置してください。持ち込みの際は「使用期限」、「空気圧」、「安全栓の封」を必ず確認し規定に沿った消火器をご用意ください。



【空気圧】

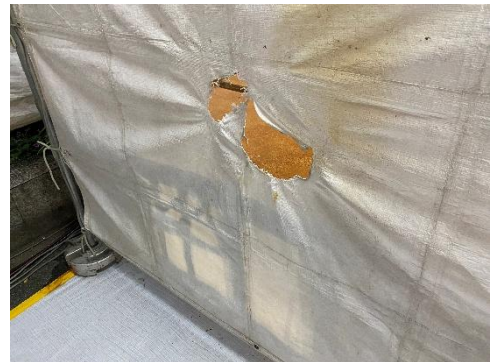


【安全栓の封】



- (3) 火気使用の場合は、近接する備品等に燃え移らないよう耐火ボード、レンガ、ブロック等で周囲を囲み使用してください。
- (4) コンロを使用する場合は地面から高さを取る台を置き、耐火ボードや耐火シートを敷いて使用してください。
※カセットコンロの使用するうえでの注意
 - ・コンロより大きな調理器具を使用しない
 - ・2台以上並べて使用しない

- (5) 出店ブース内の横幕に火気を近づけないようにしてください。燃え移ることや隣の出店ブースのスタッフが火傷を負う可能性があります。



- (6) 「露店等の開設遵守事項」の法規を遵守した対応を実施してください。(※催事1日目終了後は必ずLPガスボンベを持ち帰ること)
- (7) 「自主点検表」に沿った防火安全の自己点検を行うこと。
- (8) 消防の巡回・点検後に火気器具の配置・種類・数量・使用方法を自己判断で変更しないこと。

▶ イベントの中止・中断について

大雨や強風・洪水等の警報が出るような荒天時や地震注意報が発令された場合や伝染病等の不測の事態の発生によりイベントの実施が困難となった場合は開催を中止することがあります。

また、イベントの開催中であっても急な天候の悪化等により来場者等に危険が及ぶと主催者が判断する場合は開催を中止することがあります。

上記のように自然災害、その他不測の事態により開催が中止となった場合に関して、出店者に対し主催者は出店料の返還を含め一切の賠償の責任を負いません。

この出店者募集要項に関してご不明な点、出品物の相談等がございましたら、実行委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

第40回守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～実行委員会

T E L : 0 2 9 7 - 4 8 - 0 3 3 9

E-mail : ms.matsuri@outlook.jp

開館時間 8時30分～17時00分 土日祝日は休み